地方自治法の一部を改正する法律案 (閣法第三九号) (衆議院送付) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に関する事項

1 地方議会の役割及び議員の職務等に関し、 議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されると

いう議会の位置付けのほか、議会は、地方自治法の定めるところにより、 地方公共団体の重要な意思決

定に関する事件を議決する等の権限を行使すること、 また、 議員は、 議会の権限の適切な行使に資する

ため、 住民の負託を受け、 誠実にその職務を行わなければならないことを法律上明確化する。

2 住民から議会への請願書 の提出や議会から国会への意見書の提出等、 議会が関わる法令上の手続で書

面により行うことが求められているものについて、 オンラインにより行うことができることとする。

一、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項

地方公共団体は、 会計年度任用職員に対し、 国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の

観点から、勤勉手当を支給することができることとする。

三、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項

原則として全ての歳入等の収納事務について、地方公共団体の長の判断により、私人への委託を可能と

するとともに、適正な公金の取扱いを確保するため、地方公共団体から公金事務の委託を受けた者に対す

る監督、再委託の場合のルール等に係る規定を整備する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、令和六年四月一日から施行する。